

事 務 連 絡
平成 3 1 年 3 月 2 8 日

各都道府県障害保健福祉主管課（部） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

平成 3 1 年 5 月 審査（4 月 サービス提供分）における障害者自立支援給付
審査支払等システムの対応等について

障害保健福祉行政の推進については、平素より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 2 8 年法律第 6 5 号）については、平成 3 0 年 4 月から本格施行となり、より効果的・効率的な審査の実施に向け、段階的に対応を進めているところです。

今般、障害者自立支援給付審査支払等システムにおいて、平成 3 1 年 5 月 審査（4 月 サービス提供分）より対応する事項等を下記のとおりお示ししますので、適宜御活用いただくとともに、適正な二次審査を実施していただきますようよろしくお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、本件について管内市町村に周知いただくようよろしくお願いいたします。

記

1 平成 3 1 年 5 月 審査（4 月 サービス提供分）より対応する事項

平成 3 1 年 5 月 審査（4 月 サービス提供分）より国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）の一次審査において、審査内容の拡充等に係る、エラーコードの一覧を別添 1 のとおりお示しします。

また、以下のエラーコードについては、制度の取扱い上、機械的にエラー（返戻）と判断することができないケースがあることが判明したため、平成 3 1 年 5 月 審査より判定レベルの見直しを行います。

エラーコード	エラーメッセージ	判定レベル	
		見直し前	見直し後
PB57	受付：福祉専門職員等連携加算を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始年月日から 9 0 日以内の年月であることが必要です (※)	エラー (返戻)	警告 (重度)

※判定レベルの見直しと併せて、エラーメッセージを以下に変更します。

▲受付：福祉専門職員等連携加算を算定するサービス提供年月がサービス開始年月日から 9 0 日を超えています

2 「警告」から「エラー（返戻）」への移行（第二段階の実施）に向けて

国保連の一次審査において「警告」とされていた項目のうち、請求情報が報酬算定ルールに則していないもの等について、平成30年11月審査分（10月サービス提供分）より、「エラー（返戻）」とする対応（「警告」から「エラー（返戻）」への移行）を行いました（第一段階）。

平成31年度においては、事業所台帳や受給者台帳等と明らかに不整合であるもの等について、平成31年11月審査分（10月サービス提供分）より、「警告」から「エラー（返戻）」への移行を行う予定です（第二段階）。第二段階の実施に向けて、「警告」から「エラー（返戻）」に移行を予定しているエラーコードを別添2のとおりお示ししますので、御確認いただくとともに、適切な対応をお願いします。

また、第二段階の実施も踏まえ、効果的・効率的な審査支払事務を実施するため、引き続き期限内での確実な台帳整備をお願いします。

3 電子請求受付システムにおける請求関係資料の集約等について

平成31年3月7日開催の障害保健福祉部主管課長会議で、電子請求受付システム（※）において、各種マニュアル・「請求事務ハンドブック」の見直しや、報酬告示、留意事項通知、報酬算定構造等の情報の掲載時期等について、追って連絡することとしていました。

各種マニュアル等の見直しは4月下旬を予定しています。また、報酬告示等の情報の掲載時期については、4月26日より参照可能となりますので、適宜御参照ください。

※ 電子請求受付システム・・・事業所等がインターネットを經由して送信したい請求情報を受け付け、支払決定額通知書等を通知するシステム。

【別添資料一覧】

別添1 審査支払事務の見直しにおける審査内容の拡充等に係るエラーコード一覧
（平成31年5月審査対応）

別添2 「警告」から「エラー（返戻）」へ移行するエラーコード一覧
（平成31年11月審査対応）

○問い合わせ先

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部

企画課 給付管理係

TEL : 03-5253-1111（内線 3009）

MAIL : syougaisystem@mhlw.go.jp